

令和 7 年

奈良市議会 6 月定例会
追加提出議案
(令和 7 年 6 月 5 日送付分)

奈良市

目 次

奈良市議案第 66 号	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について……………	1
〃 第 67 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて……………	3

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2及び第5条の4中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担

額について、一部費用の限度額の引上げが行われたことから、市議会議員及び市長の選挙運動の公費負担額についても、同様の改定を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げようとするものである。

